

基本目標 4

ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

【環境・都市整備の分野】

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. みどりの保全と創出

崖線の緑地などの公有地化や緑化を推進するための助成制度の運用、みどりを守ることへの市民意識の高揚を図るため、自然保護に関する啓発活動や環境学習を行うとともに、市民や市民活動団体などと連携した緑地保全活動を実施してきました。

みどりの骨格である崖線については、現状では保全できているものの、一部では宅地開発行為もあることから、適切に保全していかなければ崖線の緑地が減少するおそれがあります。

また、都市化や樹木の老化などのさまざまな要因により、みどりや生物の種類、その数の増減などの新たな課題が生じていることから、市内の自然環境は限定的なものとなってきています。

このため、限られた空間を有効に活用し、生態系の確保や豊かで広がりをもったみどりの創造の観点から、都市の環境・まちなみに調和した新たなみどりの創出が求められています。

また、自然環境の重要性について、理解をより一層深めるための自然環境学習を充実する必要があります。

2. 水環境の保全

多摩川の水質調査業務などの監視活動および崖線からの湧水や地下水といった水資源の維持・保全活動、透水性舗装やウッドチップ舗装、雨水浸透施設などの設置を推進するとともに、他自治体などの広域的な取組みを進めてきました。

このような取り組みにより、JR 青梅線以西の崖線下に貴重な湧水が残っていますが、湧出量は少なく、今後湧き出さなくなる懸念があることから、引き続き適正な水の循環と保全が必要となります。

3. 生物多様性の確保

市内には、JR 青梅線以西に羽村草花丘陵、多摩川、玉川上水、羽用水、田園、崖線によるみどりが数多く存在し、豊かな生態系を保っている一方で、JR 青梅線周辺の中央部から東側は、畑、崖線、工場敷地内などに緑地がありますが、都市化とともに緑地は減少してきており、これに比例して生物の種類や数は限定的なものとなっていることから、多様な在来生物が生息できる環境の維持と確保に努めていく必要があります。

基本方針

人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのあるまちを目指します。

今後の方向性

1. みどりの保全と創出

多摩川周辺の自然や樹林地、歴史ある樹木などの既存のみどりの保全および屋上や駐車場などへの新たなみどりの創出と、自然環境に関する学習の充実を図ります。

2. 水環境の保全

水の有効利用や雨水の地下浸透を推進するとともに、水環境の保全に取り組みます。

3. 生物多様性の確保

多様な生物が共生する環境を確保するため、生息する生物の種類や市内のみどりの状況把握に取り組みます。

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市環境とみどりの基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

1. みどりの保全と創出

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	自然環境の保全と再生	自然環境を保全していくため、多様な主体と協働し、市域の緑の骨格である崖線の緑地などの保全と再生を図ります。	重点 輝③
1-2	新たなみどりの創出	雨水の地下浸透を促進し、環境負荷の低減をするため、屋上や駐車場などへの新たなみどりの創出に取り組みます。	重点
1-3	自然環境学習の充実	自然環境を保全する意識の高揚を図るため、水、土、みどりや生物多様性などの自然の重要性に関する理解を深めるための学習を充実させます。	重点 輝③

2. 水環境の保全の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	水質調査の実施	環境基準に基づく水質の状況を把握するため、定期的に多摩川の水質調査に取り組みます。	

3. 生物多様性の確保

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	みどり率の調査	市域のみどりの状況を把握し、評価や施策の方向性、自然環境保全の普及啓発に活用するため、みどり率の調査を実施します。	重点
3-2	多様な生物が共生できる環境の確保	地域にあった多様な生物が共生する環境の確保に努めます。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 地球温暖化対策と低炭素化

地球温暖化対策推進協議会エコネットはむらの事務局運営を行い、市民・事業者・行政が協働して市域から排出される温室効果ガスの削減を図る環境施策に取り組みました。

また、市では地球温暖化対策統合実行計画を運用してエネルギー使用量の削減などに努めるため、公共施設への太陽光発電設備などの設置や街路灯のLED化などの省エネルギー化対策を推進するとともに、「地球温暖化対策地域推進計画」を運用し、再生可能エネルギーのみで走行する「電気バスはむらん」など、低炭素なスマート交通システム AZEMS（エイゼムス）※1 を実現し、地球温暖化対策と市域の低炭素化を推進してきました。

近年、市内のエネルギー消費量は微減していますが、原子力発電所の停止などの要因により、二酸化炭素排出量が増加傾向にあることから、より一層の省エネルギー対策を講じていく必要があります。

2. 環境配慮意識の高揚とスマートグリッド※2の形成

良好な都市環境を確保し、将来に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政がともに環境意識をより一層高め、環境負荷の少ない生活や事業活動を行う必要があります。

そこで、環境フェスティバルの実施や自然エネルギーの活用（太陽光発電設備などの設置）への助成などにより、市民の環境意識の高揚に努めてきました。

今後、従来のように地域外からの長距離送電によるエネルギー供給だけでは、地球温暖化対策に必要な低炭素化を図ることができないため、より近距離の地域から再生可能エネルギーなどの低炭素なエネルギー供給を推進する必要があり、分散型電源の構築とスマートグリッドの形成に対応したマネジメントシステムの構築が求められています。

3. 都市環境の保全

ダイオキシン類などの実地調査により市内環境の把握や、公害防止に関する法規、「東京都環境確保条例」、市の公害防止に関する条例などによる監視・指導、操業の環境保全に熱心に取り組む工場の誘致などの環境保全対策に努めてきました。これにより、公害については、概ね環境基準を達成していますが、より良い環境を目指し、公害対策と状況把握のための調査を継続する必要があります。

また、飼い主のいない猫の繁殖などについて、ボランティア団体との協働を経て、平成26年度から、不妊去勢手術費助成について制度化し、繁殖の防止に努めてきました。

昨今の生活様式の多様化などにより、愛護動物への対策など、より良い生活環境の向上が求められています。

※1 AZEMS（エイゼムス）：All Zero Emission Mobile System（発電から充電・走行まで、CO2排出量ゼロの交通システム）の頭文字を組み合わせた造語。

※2 スマートグリッド（次世代送電網）：電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網。「地域特性を踏まえ、従来の電力会社による集中型電源と送電系統の一体運用に加え、太陽光発電などの分散型電源や消費者の情報を統合・活用し、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指す」もの。

基本方針

自然と都市が調和し、地球にやさしい、スマートなまちを目指します。

今後の方向性

1. 地球温暖化対策と低炭素化の推進

「羽村市環境とみどりの基本計画」、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」および「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」に沿って、地球温暖化対策と低炭素化を推進します。

2. 環境配慮意識の高揚とスマートグリッドの形成の推進

市民や事業者の環境配慮意識のより一層の高揚を図るとともに、再生可能エネルギーなどの低炭素な地域からのエネルギー供給とスマートグリッドの形成のためのエネルギーマネジメントシステムの普及を推進します。

3. 都市環境の保全

良好な都市環境の保全を図るため、多様な主体と連携、協働し、生物との共生を進めるとともに、市域の環境を把握するための調査の実施や公害防止のための監察などを行っていきます。

主な計画事業

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画

羽村市環境とみどりの基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

羽村市地球温暖化対策地域推進計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

羽村市道路照明灯施設における省エネルギー型機器導入に関する整備計画（平成 26 年度～平成 31 年度）

羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

1. 地球温暖化対策と低炭素化の促進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	低炭素化設備などの普及促進	助成制度や中小企業への融資制度などにより、低炭素化に資する設備などの普及促進を図ります。	重点
1-2	公共施設などの低炭素化の促進	「羽村市公共施設等総合管理計画」に沿った改修工事に合わせ、太陽光発電設備などを導入し、公共施設の低炭素化を推進するとともに、AZEMS（エイゼムス）などのスマート交通システムの普及啓発に取り組みます。また、街路灯については、既設の水銀灯および蛍光灯をLEDランプなどへ交換を進め、より一層の省エネルギー化に取り組みます。	重点

2. 環境配慮意識の高揚とスマートグリッドの形成の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	多様な主体と協働した環境活動の推進	環境活動の機会を創出し、一層の環境活動の活性化を図るとともに、環境フェスティバルやエコ教室などの体験型環境保全活動や環境学習の充実に取り組みます。	重点 輝③
2-2	低炭素化のためのマネジメントシステムの普及促進	再生可能エネルギーなどの低炭素なエネルギー供給の推進とスマートグリッドの形成に向けたエネルギーマネジメントシステム（施設・設備のエネルギーを管理するシステム）の普及を推進します。	重点

3. 都市環境の保全

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	多様な主体と連携、協働した生物との共生	良好な都市環境の保全のため、市民活動団体などの多様な主体と連携、協働し、都市環境における生物との共生を推進します。	重点
3-2	公害防止に関する調査の実施	大気、水質、土壌、騒音、振動などの調査を実施し、市域の公害に関する環境の状況把握に努めます。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. ごみの減量化、資源化

市民活動団体との協働による生ごみの堆肥化講習会の開催、生ごみ処理容器等購入費に対する助成制度を運用し、市民一人当たりの生ごみ量は抑制され、一般家庭からのごみの排出量は減少傾向にありますが、事業所からの排出量は増加傾向となっており、事業系ごみの減量を図る必要があります。

また、環境と経済が両立した循環型社会の形成を図るため、3R（＝リデュース、リユース、リサイクル）の推進や市役所とリサイクルセンターへの小型家電回収ボックスの試験的設置などにより、リサイクルに対する意識が市民や事業者に広く浸透してきましたが、排出されるごみの一部には、未だ適切な分別がされないまま排出されている事例もあり、分別の徹底が必要となっています。

なお、最終処分場への埋立てに関しては、処理施設の機能などから従来は埋立て処分を行っていた不燃残渣^{※1}を、資源化する処理方法に変更することで、埋立て量の減量を図り、最終処分場埋立搬入量はゼロとなりました。

2. 廃棄物処理施設の運営

収集した燃やせるごみは、西多摩衛生組合で焼却処理し、容器包装プラスチックなどの資源化可能なごみは、リサイクルセンターで資源化に向けた中間処理をするなど、適切な処理を行っています。

今後も、廃棄物処理施設で安定した廃棄物処理を継続していくため、設備の計画的な修繕、機能の維持保全を図るとともに、今後の人口減少社会を見据えた、施設の有効活用について検討していく必要があります。

3. ごみの不法投棄の防止

市民や事業者などとの協働によるパトロール、意識啓発のためのキャンペーンや市内いっせい美化運動の実施などにより、駅周辺でのポイ捨ては減少しているものの、未だなくなっておらず、今後もごみの不法投棄やポイ捨ての防止に関する監視の取組みなどの強化を図る必要があります。

※1 不燃残渣（ふねんざんさ）：リサイクルセンターに搬入された資源及びごみを破碎、選別し、金属類などの有価物を回収した後の残渣をいう。

基本方針

環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を築きます。

今後の方向性

1. ごみの減量化、資源化の推進

より一層のごみの減量化・資源化を推進するため、排出抑制や分別排出の徹底などについて、市民および事業者などの意識高揚を図っていきます。

2. 廃棄物処理施設の運営

廃棄物処理施設の設備について、計画的な修繕を実施し、施設機能の維持管理に取り組むとともに、施設の共同利用や民間活力の導入などについて研究していきます。

3. ごみの不法投棄の防止強化

ごみの不法投棄・ポイ捨てなどの不法投棄防止対策強化のため、市民や事業者と協働したパトロールなどの継続実施や広報はむらなどを活用した啓発活動を行っていきます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年度～平成 38 年度）

羽村市環境とみどりの基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

羽村市分別収集計画（平成 26 年度～31 年度）

1. ごみの減量化、資源化の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	ごみの減量化・資源化の推進	ごみの減量化・資源化をより一層推進するため、排出抑制や分別の徹底などについて、広報はむらなどを活用し、市民および事業者などの意識高揚を図っていきます。	重点
1-2	リサイクル商品取扱い店舗などとの連携	リサイクル商品を取扱う店舗などを、市のリサイクル推進協力店として認定する制度を検討し、行政と事業者などの連携およびリサイクルの推進を図ります。	重点 輝⑥

2. 廃棄物処理施設の運営

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	リサイクルセンターなどの維持管理	今後も安定した廃棄物処理を行うため、リサイクルセンターなどの設備について、計画的な修繕を実施し機能の維持管理に努めます。	
2-2	廃棄物の共同処理などに関する取組みの推進	今後の廃棄物処理施設のあり方について、周辺地域における共同処理、民間活力の導入などを調査・研究し、共同処理などに関する取組みを推進していきます。	重点

3. ごみの不法投棄の防止強化

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止	ごみの不法投棄・ポイ捨て防止に関するキャンペーンやパトロールなどを市民や事業者と協働して実施するとともに、広報はむらなどを活用した啓発活動の継続によるモラルの向上に努めることで、ごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策の強化に取り組みます。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 計画的な土地利用の推進

東京都や近隣市町と連携し、「羽村市都市計画マスタープラン」に沿った計画的な土地利用を推進するとともに、良好な住宅環境などの創出を図るため、宅地開発等指導要綱により適切な指導を行い、平成 27 年度には、関係法令の改正や都市環境の変化に対応するため、指導要綱の見直しを行いました。

また、正確な土地情報を把握し、土地の有効活用を図るため、地籍調査事業に取り組みました。

市内の土地利用は、長引く経済不況や産業構造の転換などの社会経済情勢の変化により、工業系地域への宅地化の進行や工場跡地等における未利用地の発生などが問題となっていることから、「羽村市都市計画マスタープラン」に沿った計画的な土地利用の推進を図っていく必要があります。

2. 地区の特性を生かした土地利用の推進

市内の用途地域^{※1}は、住居系地域が市街化区域全体の 69.6%、商業系地域が 5.7%、工業系地域が 24.7%の割合で、それぞれの地区の特性を生かしたまちづくりを進めています。

また、地区計画^{※2}については、平成 28 年度に、今後のまちづくりを見据え、羽村駅西口地区と栄町三丁目西部地区において地区計画導入に向けての手続きを進めました。

今後も、快適な都市空間が維持され、無秩序な土地利用が進まないよう、地区計画制度の活用など、それぞれの地区の特性を生かした土地利用の規制・誘導が必要です。

3. 良好なまちなみの形成

都市化の進行や相続に伴う土地の売却などにより、自然林や農地などの緑地が減少しています。

このような状況の中、地区計画や宅地開発等指導要綱に沿った敷地内緑化の促進を図るとともに、生産緑地については、平成 17 年度から実施している生産緑地の追加指定により、平成 26 年度と平成 27 年度には、4 か所の追加指定を行うなど、緑地の保全に努めてきました。

なお、生産緑地保全に関して、平成 34 年には、多くの生産緑地が指定から 30 年を経過することで、生産緑地の買取り申請が可能となることから、所有者の意向の把握に努め、農地を存続させていくための方策の検討が必要です。

このような自然環境の保全とともに、良好な都市景観を維持するため、捨て看板の防止対策などを継続して行い、良好なまちなみを形成していく必要があります。

※1 用途地域：市街化区域における適正な土地利用を図るための制度で、建築基準法によってそれぞれの用途地域ごとに建築できる建物が制限されている。羽村市においては、居住系・商業系・工業系に計 9 種類の用途地域が指定されている。

※2 地区計画：地区単位で独自のまちづくりルールを定めることにより、より良いまちへと誘導することを目的とした制度。市の条例によって地区内の建築物などの制限を定めている。

基本方針

計画的な土地利用の推進と、地区の特性にあった土地利用を誘導し、自然環境と都市環境が調和した良好なまちなみの形成を図ります。

今後の方向性

1. 計画的な土地利用の推進

良好な地区環境の保全のため、羽村市都市計画マスタープランに沿った計画的な土地利用を推進するとともに、地籍調査事業による正確な土地情報の把握に努め、土地の有効利用を促進します。

2. 地区の特性を生かした土地利用の推進

地区計画などの都市計画制度や建築協定制度^{※3}の活用などにより、地区の特性を生かした土地利用を推進します。

3. 良好なまちなみの形成

敷地内緑化の促進や生産緑地の保全により、自然環境と都市環境が調和した、うるおいのある良好な都市景観の形成を図ります。

また、良好な都市景観を維持していくため、違法な屋外広告物や捨て看板の防止対策を継続して行います。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 40 年度）

1. 計画的な土地利用の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	都市計画基礎調査の実施	土地利用の現況を調査し、将来の見通しを行うため、都市計画法に基づく基礎調査を実施します。	重点
1-2	宅地開発などの適切な指導	宅地開発等指導要綱により、宅地開発などの適切な指導を行います。	
1-3	地籍調査事業の推進	正確な土地情報を把握し、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。	

※3 建築協定制度：建築基準法で定められた基準に上乗せして、地域に合ったきめ細かな建築のルールを土地所有者などが自ら取り決め、互いに守りあっていくことで、地域の特性を活かしたまちづくりを促進するための制度。

2. 地区の特性を生かした土地利用の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導	地区計画などの都市計画制度を活用し、住宅地区、商業地区、工業地区それぞれの地区の特性を生かした土地利用の規制・誘導を図ります。また、建築協定制度を検討する地域に対して情報提供などを行っていきます。	重点輝②

3. 良好なまちなみの形成

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	うるおいのあるまちなみの形成	既存の自然環境を保全するとともに、敷地内緑化の促進や生産緑地の保全により、自然環境と都市環境が調和した、うるおいのあるまちなみの形成を図ります。	
3-2	捨て看板などの防止対策	違法な屋外広告物や捨て看板の防止対策などにより、良好な都市景観を維持していきます。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

羽村駅西口土地区画整理事業は、将来を見据えた既成市街地の再編整備事業として、安全・安心で環境に配慮した魅力的な市街地の形成を目指し、平成 15 年 4 月 14 日付けで事業認可を受け、総合的なまちづくりによる事業推進を図っています。これまで、平成 20 年 2 月に第 1 次換地設計案を発表し、2 度の個別説明を行うとともに意見書を受け付け、土地区画整理審議会での審議を経て、平成 25 年 8 月に換地設計案を決定しました。この決定により、事業計画の変更にかかる法定手続きを開始し、東京都知事の認可を受け、平成 26 年 12 月に事業計画を決定しました。

また、平成 26 年度には建築物などの移転実施計画を策定し、しらうめ保育園周辺、羽村駅前周辺、羽村大橋周辺、川崎一丁目エリアの 4 地区を優先整備地区とし、平成 27 年度から、しらうめ保育園周辺および羽村大橋周辺において、関係権利者の協力を得ながら、区画道路の築造工事、建築物等の移転などのハード整備に着手しました。

事業期間および事業資金については、移転実績計画および移転・工事などのハード事業の実績を踏まえつつ、見直しに向けた事業費などの精査や関係機関との調整を図るための作業を行っています。平成 27 年度末の事業の進捗率は、事業費ベースで 8%となっています。

本地区は、羽村駅西口駅前の特性を活かし、羽村堰、玉川上水への玄関口にふさわしく、魅力的で活気ある市街地を形成するため、利便性の高い商業地や緑豊かな住環境の再編が求められているとともに、環境に配慮したまちづくりを推進するため、人と環境にやさしい都市構造の実現が求められています。

また、既に住宅用地などとして約 8 割の土地が利用されているため、建築物などの移転や道路築造工事については、移転実施計画に沿って、より計画的かつ効率的な事業の推進を図る必要があります。

都市計画道路 3・4・12 号線は、歩行者などの安全性の確保、生活道路に流入する通過交通の排除や南北方向の交通アクセスの利便性向上のため、早期の整備が望まれています。

事業期間および事業資金の見直しについては、これまでの事業の実績、進捗状況などを踏まえ、関係機関との調整・協議を進めていく必要があります。

2. 中心市街地活性化へ向けた都市基盤の再整備

中心市街地である羽村駅東口周辺については、昭和 40 年度から施行した羽村富士見平区画整理事業により基盤整備を行ってから、50 年が経過していることや、羽村駅近隣への大規模商業施設の建設計画があることなどを踏まえ、羽村駅を中心とした中心市街地のにぎわいを創出するため、道路改修をはじめ、土地・空間の有効利用や高度利用など、中心市街地活性化へ向けた都市基盤の再整備について検討する必要があります。

3. 市街化調整区域の整備と有効利用の検討

市内には、羽字武蔵野等地区、多摩川緑地および米軍横田基地内の3つの市街化調整区域が指定され、羽字武蔵野等地区内には、民間施設や学校のほか、公園および緑地、霊園、廃棄物処理施設などの都市計画施設が整備されています。平成18年3月に「羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画」を策定し、新たな都市的拠点として都市基盤整備、市街化区域への編入を進めていくこととしていますが、地区の大部分が砂利採取跡地であることなど、計画を推進する上で様々な課題を抱えています。

4. 富士見霊園の運営の取組み

平成25年度に、区画墓地310区画、合葬式墓地302基(470体収容)、合葬室(1,400体収容)を、新たに整備したことにより、低廉な費用で身近に墓地を持ちたい市民のニーズに応えてきました。少子高齢化や核家族化などの家族形態の変化に伴う祭祀承継者の不在、承継に伴う経済的負担感の増大などにより、近年、葬儀やお墓に関する意識が急速に変化しており、効果的な墓地の運営・活用方法が求められています。

基本方針

駅周辺を中心とした都市基盤整備を進め、快適でうるおいのある良好な居住環境および、にぎわいと活力ある中心市街地の創出を図ります。

今後の方向性

1. 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

羽村駅西口駅前の既成市街地の再編による、良好な居住環境の整備を進めるほか、補助制度を活用した財源の確保や新たな移転手法などを取り入れ、計画的かつ効率的な事業の推進を図ります。

2. 中心市街地活性化へ向けた都市基盤の再整備

羽村駅東口周辺地域のにぎわいの創出と活性化に向けて、土地・空間の有効利用や高度利用など都市基盤の再整備に取り組みます。

また、大規模商業施設の出店計画を視野に入れ、道路や公園などの周辺都市環境の整備を図ります。

3. 市街化調整区域の整備と有効利用の検討

羽字武蔵野等地区の市街化調整区域は、基盤整備と有効利用について検討していきます。

4. 富士見霊園の運営の取組み

変化する市民ニーズに対応し、効果的な活用に取り組みます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 40 年度）

羽村市産業振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

1. 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	良好な居住環境の整備	利便性の高い駅前市街地を再編することで、公園や緑地を計画的に配置し、都市施設と自然が調和した快適で、うるおいのある良好な居住環境の整備を図ります。	重点輝②
1-2	計画的な事業の推進	移転実施計画に沿い、計画的かつ効率的な事業を推進し、工期の短縮に向けて、集団移転などの新たな手法の導入に取り組みます。また、事業期間と資金計画の見直しを行い、事業計画変更の法定手続きを進めるとともに、補助金制度を活用した財源の確保に努めます。	重点輝②
1-3	優先整備地区事業の推進	しらうめ保育園周辺、羽村駅前周辺、羽村大橋周辺、川崎一丁目エリアを優先的に整備する地区として、関係権利者の協力を得ながら、建築物などの移転を計画的に進めるとともに、工事区域周辺の住民に対し丁寧な説明に努め、効率的な事業の推進を図ります。	重点輝②
1-4	都市計画道路の整備	都市計画道路 3・4・12 号線の整備に優先的に取り組むため、東京都が施行する羽村大橋拡幅工事との調整を図ります。	重点輝②
1-5	環境配慮型のまちづくり	「羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画」による低炭素型のまちづくりや緑地保全など、環境配慮型事業の推進を図ります。	重点輝②

2. 中心市街地活性化へ向けた都市基盤の再整備

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	中心市街地等活性化施策（まちづくりガイドライン）の検討	羽村駅周辺等の有効な土地利用や都市基盤の再整備について、調査・研究し、中心市街地としてのにぎわいのあるまちなみの創出を図ります。	重点輝②
2-2	大規模商業施設出店に伴う周辺都市施設の整備	羽村駅東口周辺の大規模商業施設の出店に伴い、道路や公園などの周辺都市環境の整備を図ります。	重点輝②

3. 市街化調整区域の整備と有効利用の検討

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	市街化調整区域の整備と有効利用	羽字武蔵野等地区の市街化調整区域は、「羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画」に沿って、基盤整備と有効利用について検討していきます。	

4. 富士見霊園の運営の取組み

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	富士見霊園の運営	社会変化に対応した、効果的な墓地の運営・活用に取り組みます。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 広域交通網の充実

西多摩地域広域行政圏協議会、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会を通じ、JR 東日本に対し、中央線、青梅線および五日市線などの輸送力増強の改善の要請活動を行ってきましたが、JR 東日本の輸送体系の見直しにより、JR 青梅線は減便されています。

多摩都市モノレールについては、構想路線の具現化について、多摩都市モノレール株式会社をはじめ関係機関への要望活動を行ってきました。

このような中、平成 28 年 4 月開催の国の交通政策審議会分科会において、多摩都市モノレールの上北台（東大和市）から箱根ヶ崎（瑞穂町）間については、「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者などにおいて具体的な調整を進めるべき」との答申がなされましたが、依然、羽村から箱根ヶ崎間については、構想路線としての位置づけとなっています。

2. 市内公共交通の充実

市内公共交通機関であるコミュニティバスはむらんは、平成 17 年の運行開始から、毎年、年間利用者数は増加しており、10 周年を迎えた平成 27 年度には利用者が 18 万人を超えています。

また、はむらんの運行にあたっては、コミュニティバスはむらん運営推進懇談会を設置し、さまざまな改善や検討を行っており、平成 26 年 7 月には、運行ルートや運行ダイヤの改正を行ったほか、AZEMS（エイゼムス）※1 による環境配慮にも取り組みました。

今後は、更なる利便性の向上を図るとともに、運営面では、運賃収入などの収入増加策など、健全な事業運営に努めていく必要があります。

基本方針

市民生活の利便性を向上し、だれもが安全で自由に行動できる公共交通の充実を図ります。

※1 AZEMS（エイゼムス）：All Zero Emission Mobile System（発電から充電・走行まで、CO2 排出量ゼロの交通システム）の頭文字を組み合わせた造語。

今後の方向性

1. 広域交通網の充実

鉄道などの広域交通網の充実および利便性の向上を図るため、各関係機関へ働きかけていきます。

2. 市内公共交通網の充実

コミュニティバスはむらんのさらなる利便性の向上を図るとともに、健全な事業運営を行うため、運営収入の確保に向けた取組みを進めます。

また、環境にやさしい公共交通手段についての調査・研究を進めます。

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

1. 広域交通網の充実

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	鉄道利用サービス向上の要請	JR中央線・JR青梅線の輸送力増強と利便性の向上について、関係機関へ働きかけます。	
1-2	多摩都市モノレール整備促進の要請	多摩都市モノレールの構想路線全線の早期具現化について、関係機関へ働きかけます。	

2. 市内公共交通網の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	コミュニティバスはむらん運行の充実	運行ルートの見直しによる交通不便地域の解消、自動車運転免許を持たない方や高齢者などの交通弱者に対する利便性の向上など、利用者やコミュニティバスはむらん運営推進懇談会の意見を聴きながら、運行の充実を図ります。	重点輝②
2-2	コミュニティバスはむらんの健全な事業運営	運営収入を確保し、健全な事業運営を行うため、新たな収入となるバス停名へのネーミングライツ*2の導入などの研究を進めます。	
2-3	環境にやさしい交通手段についての調査・研究	都市型レンタサイクルの活用や公共交通における AZEMS（エイゼムス）の普及など、環境にやさしい公共交通手段についての調査・研究を進めます。	

※2 ネーミングライツ：公共施設などの名称命名権を民間企業などに与えることで、運営収入を得る手法。

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 幹線道路の整備

羽村駅西口土地区画整理事業地区内の都市計画道路については、土地区画整理事業にあわせて整備を進めています。

また、奥多摩街道の拡幅や歩道設置については、東京都において事業が進められています。

今後も、関係機関と連携し、着実に整備推進を図っていく必要があります。

2. 狭あいな道路の整備

青梅線以西地区の道路については、幅員 4.0m 以下の狭い道路が多く残っており、日常生活での通行に支障がないよう、セットバック^{※1}・隅切り^{※2}などの整備を行い、狭あいな道路の解消に努めています。

今後も、歩行者と自動車の交通安全面や緊急車両の通行などの防災面からも、計画的に整備を進めていく必要があります。

3. 快適な道路環境の整備

主要な道路の整備として、平成 26 年度には、あきる野市と共同で、あきる野市道第 548 号線拡幅工事を実施し、また、平成 27 年度には、奥多摩街道間坂交差点の道路拡幅工事や羽村第三中学校前の歩道設置工事を行い、通行者の安全性および利便性の向上を図りました。

今後も、道路状況を適確に把握し、道路整備を計画的に行っていく必要があります。

4. 道路の維持管理

「羽村市道路維持保全計画」による計画的な道路施設の維持管理や街路照明の LED 化などを行っています。

また、橋梁については、「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」により、市内橋梁 3 橋について、耐震補強工事および補修工事を行い、震災に備えた対策を進めています。

道路施設に関しては、経年劣化による路面補修や道路側溝の清掃などの要望も多く、これらへの対応が必要です。

※1 セットバック：幅 4m 未満の道路（建築基準法の道路）に面する敷地に建築する時に、道路の中心線から一定の距離を後退すること。

※2 隅切り：道路の交差点で曲がり角を通りやすくするため、敷地の隅部を円弧や直線で切り取ること。

基本方針

だれもが安全で快適に利用できるよう道路・橋梁機能の充実や適正な維持管理に取り組みます。

今後の方向性

1. 幹線道路の整備

市内の主要幹線道路については、土地区画整理事業の施行者や東京都などとも連携し、道路利用者、道路環境、都市景観に配慮した整備・改修を進めます。

2. 狭あいな道路の整備

狭あい道路等整備方針に沿って、建築基準法に基づくセットバックを進めるとともに、通行に支障のある交差点の隅切り整備などを進めます。

3. 快適な道路環境の整備

だれもが安心して快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化、自転車走行環境の整備などに取り組みます。

4. 道路の維持管理

「羽村市道路維持保全計画」および「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、道路と橋梁の効率的な維持補修を行っていきます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～平成 57 年度）

羽村市道路維持保全計画（平成 25 年度～平成 34 年度）

羽村市橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年度～平成 65 年度）

1. 幹線道路の整備

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	主要幹線道路の整備	市道第 101 号線・102 号線（市役所通り）については、市のメインストリートにふさわしい道路環境となるよう再整備を計画的に進めていきます。	重点 輝② 輝⑤
1-2	都市計画道路の整備	都市計画道路の未整備路線については、羽村駅西口土地区画整理事業の進捗にあわせて整備を進めており、都市計画道路 3・4・12 号線の整備を優先的に取り組むため、東京都が施行する羽村大橋拡幅工事との調整を図っていきます。	重点

2. 狭あいな道路の整備

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	セットバックの促進と隅切り整備	狭あい道路のセットバックを促進するとともに、交差点の隅切り整備を進め、狭あいな道路の解消を図ります。	

3. 快適な道路環境の整備

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	道路のバリアフリー化の促進	「羽村市交通バリアフリー基本構想」に定めた重点整備地区の特定路線や多くの人々が利用する駅周辺のバリアフリー化に取り組めます。	重点
3-2	自転車走行環境の整備	警視庁や東京都などの関係機関と調整および連携し、自転車レーンの設置や自転車ナビマークの表示など、自転車走行環境の整備を図ります。	重点
3-3	道路の案内標識の改善	東京 2020 大会を契機に、羽村市へ訪れる外国人にも、わかりやすい道路の案内標識にするため、表記の改善を進めます。	重点 輝⑦
3-4	羽村駅自由通路の拡幅等整備	駅利用者並びに東西地区間の通路利用者の利便性や安全性の向上を図るため、羽村駅自由通路の拡幅等整備を進めます。	重点 輝② 輝⑤

4. 道路の維持管理

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	道路・橋梁の計画的な維持補修	「羽村市道路維持保全計画」および「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」に沿った道路・橋梁の計画的な維持補修を行います。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 地域に親しまれる公園の整備

市民の憩いや緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして多面的に利用できるように公園整備を進めるとともに、複合遊具の設置、テニスコートの改修、トイレの洋式化などの公園施設の充実を図ってきました。

このような取り組みにより、公園は乳幼児から高齢者まで、遊びや健康増進、交流の場として多世代の方に幅広く利用されており、今後においても、気軽に利用しやすい、地域に親しまれる公園整備が必要です。

2. 公園の維持管理

公園をいつでも快適に利用してもらえるよう、施設管理や樹木などの点検・伐採など、日常的に維持管理を行っています。

また、公園維持管理の重要な担い手である多くの公園ボランティアや地域による管理や清掃活動などを通して、公園の維持管理に努めてきました。

今後の公園管理の充実を図るためには、公園ボランティアの更なる確保、育成などの支援が必要です。

動物公園や水上公園の管理運営は、指定管理者制度により実施しており、安全面への配慮のほか、特色のある魅力的な取組みが行われています。

今後も、指定管理者のノウハウを生かした運営の充実を図っていく必要があります。

基本方針

地域から親しまれる公園づくりを進めるとともに、だれもが安心して利用しやすい公園の維持管理に努めます。

今後の方向性

1. 地域に親しまれる公園の整備

だれもが身近に感じ、安全で安心して利用できる地域に親しまれる公園の整備を進めます。

2. 公園の維持管理

公園内の遊具、樹木など、計画的な維持管理に努めるとともに、市民との協働による公園管理の充実を図っていきます。

また、指定管理者制度により、民間のノウハウを活用した公園運営の充実に努め、利用者へのサービスの向上に努めます。

主な計画事業

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画

羽村市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～平成 57 年度）

羽村市公園等施設維持保全計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

1. 地域に親しまれる公園の整備

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	公園整備の推進	グリーントリム公園、江戸街道公園や水木公園については、市民の憩いの場として、利用者ニーズにあった整備に取り組みます。また、各施設のバリアフリー化や健康遊具の設置を進めます。	重点輝②
1-2	動物公園の改修工事	動物公園の老朽化した施設（管理事務所棟、外柵など）について、改修工事を実施します。	

2. 公園の維持管理

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	公園等施設の維持保全	「羽村市公園等施設維持保全計画」による公園施設の計画的な修繕や遊具の安全管理、樹木の維持管理に努めます。	重点
2-2	公園ボランティアなどの支援	公園ボランティアとの意見交換会や用具の貸与など、自主的な活動を支援します。	
2-3	動物公園、水上公園の管理運営の充実	動物公園、水上公園については、指定管理者制度により、管理運営の充実を図ります。	重点輝⑥

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 公営住宅等の維持管理

市営住宅は、高齢者世帯向け住宅を含め、6 箇所 131 戸を整備し、住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害者に提供しています。

市営住宅の入居者や入居希望者は高齢化傾向にあることから、入居者が入れ替わる際の空き家補修に合わせて、段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を進めるとともに、浴槽および給湯器の改修工事を行い、居住者の安全性および快適性の向上を図りました。

しかし、羽加美団地を除いた市営住宅は、建築後 30 年以上が経過し、耐震性は有しているものの老朽化が進み、住宅としての性能が低下しています。このため今後も、安全性や生活環境に配慮した維持補修を進めるとともに、計画的な施設改修により施設の長寿命化を図っていく必要があります。

また、市内には、東京都や UR 都市機構^{※1}が整備した市営住宅以外の公的住宅があり、適切な維持管理や良好な住宅を供給するよう東京都や UR 都市機構などに要請するとともに、高齢者向け都営住宅の入居者募集の一部を市で行うなど、市民の住宅確保に努めています。

2. 住宅支援施策の推進

市では、木造住宅耐震化促進事業、住宅資金融資事業、住宅なんでも相談などの住宅支援事業を実施していますが、今後も引き続き、さまざまな機会を通じ、啓発活動を行っていく必要があります。

平成 27 年 5 月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、自治体の取り組みに対する指針が示されました。全国的に空き家が増加しており、空き家の利活用方法や防犯・防災の面などにおいて課題があることから、羽村市においても、空き家に対する対策が必要となっています。

基本方針

良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。また、少子高齢化の進展や市民ニーズに対応した住宅支援施策を推進します。

※1 UR 都市機構：独立行政法人都市再生機構

今後の方向性

1. 公営住宅等の維持管理

市営住宅の維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化を図るため、計画的な施設改修を進めていきます。

市営住宅以外の公的住宅について、適切な維持管理に努めていくよう要請するとともに、これらの入居者募集などの情報を市民に周知し、市民の居住確保に努めます。

2. 住宅支援施策の推進

住宅の耐震化を促進するため、耐震化の必要性や助成制度などについての周知に努めます。

「空き家対策特別措置法」に基づき、市内の空き家対策を進めます。

また、定住促進のための住宅施策や支援制度について検討していきます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市営住宅長寿命化計画（平成 25 年度～平成 34 年度）

羽村市耐震改修促進計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

1. 公営住宅等の維持管理

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	市営住宅の施設改修	入居者の快適な生活のため、「羽村市営住宅長寿命化計画」に沿った施設改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化などの性能面での向上を図ります。	重点
1-2	都営住宅などの入居者募集協力	都営住宅やUR都市機構住宅の入居に関する情報などを市民へ提供していきます。	

2. 住宅支援施策の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	建築物の耐震化促進	耐震化の必要性や助成制度などについての周知に努め、建築物の耐震化を促進します。	重点
2-2	定住促進のための住宅施策の検討	住宅資金融資事業(住宅資金借入金の利子補給)は、利用しやすい制度への見直しを図るとともに、定住促進のための住宅施策や支援制度について検討します。	重点 輝②
2-3	空き家対策の推進	防犯、防災面も含めた空き家対策について、調査・研究を進めます。	重点 輝②
2-4	住宅なんでも相談の実施	住宅の新築、耐震化、バリアフリー化、リフォームなどの建築に関する相談を行います。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 施設整備と維持管理

市では、清澄で豊富な地下水を利用した独自の水道事業を行っています。

市民生活や企業活動に不可欠である水道水の安定供給を図るために配水管^{※1}の耐震化を推進し、既存の硬質塩化ビニール管を耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に管種替えるなど、水道施設整備に取り組み、現在の管路耐震適合率は20%となっています。

また、送水管^{※2}の多くは、昭和40年代に布設されたもので、老朽化が進んでいることから、配水管の耐震化とともに、計画的に更新・改修を行い機能の維持向上を図る必要があります。

2. 健全な水道事業

平成21年度には羽村市水道ビジョンを、平成25年度には「羽村市水安全計画^{※3}」を策定し、長期的な視点に立った経営を行いました。平成26年度には水道料金を改定し、一定の財源を確保したものの節水機器の普及や節水意識の高まりなどから、使用水量は減少傾向を示していることから、今後も給水収益が減少していくことが考えられます。

さらに安定した事業経営を行うため、施設の運転管理業務や水道料金などの徴収業務を民間へ委託するなど、事務事業の効率化や経費削減に取り組む必要があります。

また、ペットボトル水「水はむら」の製造・販売拡大に努め、安くておいしい良質な「はむらの水」を広く周知していく必要があります。

基本方針

安全でおいしい水を安定供給できるよう、水道施設の適切な維持管理および水質管理に万全を期すとともに、事業の健全経営に努めます。

今後の方向性

1. 施設整備と維持管理の推進

安定的な給水を維持するため、施設の重要度・優先度を定め、計画的な送・配水施設および管路の耐震化、改修・更新を進めるとともに、危機管理体制の強化に努めます。

また、羽村駅西口土地区画整理事業地区内の配水管網の整備については、事業の進捗に合わせて関係機関と協議しながら整備していきます。

※1 配水管：配水塔などから浄水を各利用者へ送るための管路

※2 送水管：浄水施設から浄水を配水施設まで送るための管路

※3 羽村市水安全計画：水源から給水栓に至るすべての段階での危害を抽出、監視、制御し、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画

2. 健全な水道事業の運営

ペットボトル水「水はむら」を活用し、羽村市のおいしい水を広く周知します。

「羽村市水道ビジョン後期計画」を推進し、適正な水道料金の検証や民間事業者のノウハウを活用した業務の効率化を図り、健全な事業運営に努めていきます。

主な計画事業

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画

羽村市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～平成 57 年度）

羽村市水道ビジョン（平成 22 年度～平成 33 年度）

1. 施設整備と維持管理の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	水道管路の耐震化	水道管路の耐震化を推進するため、「管路耐震化更新計画」を策定するとともに、避難所などに指定されている公共施設周辺を優先しながら、計画的に管路の更新に取り組みます。	重点
1-2	施設の計画的な更新・改修	機能の維持・向上・長寿命化を図るため、計画的に施設の更新・改修に取り組みます。	
1-3	羽村駅西口土地区画整理事業地区の配水管網の整備	土地区画整理事業の進捗にあわせ、配水管網の整備を行います。	重点
1-4	危機管理体制の強化	水安全計画の運用および監視カメラの増設などにより、危機管理体制の強化を図ります。	

2. 健全な水道事業の運営

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	はむらの水 PR 事業の充実	独自の水道事業を展開する羽村市を前面に出し、「安くておいしい良質な水」を利用する価値を広く周知することで、市民の羽村市への愛着を育むとともに、市へ進出、移住を検討する企業・住民をターゲットとしたシティプロモーションに取り組みます。	重点 輝② 輝③
2-2	水道料金の適正化	健全な経営を行うため、水道料金の適正化について、定期的に検証します。	
2-3	徴収業務の委託化	徴収業務全般に民間事業者のノウハウを活用することで、市民サービスの向上および効率的な事業運営を図ります。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 公共下水道事業

市の公共下水道事業は、汚水管整備計画区域 905ha と雨水管整備計画区域 899ha の都市計画決定を受けています。現在の公共下水道の整備率は、羽字武蔵野地区などの市街化調整区域を除き汚水管は 95.5%（水洗化普及率 99.9%）、雨水管が 54.4%となっています。

「下水道総合計画」による下水道管きよの長寿命化事業、マンホール蓋の更新など、下水道の適切な維持管理に努めてきた結果、汚水管の長寿命化実施総延長は 4.3km となりました。

また、災害時に避難所となる学校に仮設トイレ用汚水柵を設置し、大地震などの災害への対応を図りました。

汚水管の多くは、昭和 50 年代後半までに整備され老朽化が進んでいることから、今後、計画的な更新・改修を行い施設の長寿命化を図るとともに、大規模災害に対応した施設整備を進めていく必要があります。

2. 雨水対策

神明台地区および五ノ神地区への雨水管整備を行うとともに、宅地開発指導要綱での適切な指導や個人住宅への雨水浸透施設設置費助成制度の活用した宅内処理を促進し、雨水の流出抑制により浸水被害の軽減に努めてきました。

近年、多発する局地的な豪雨や台風による道路冠水などに対応するため、雨水管未整備地域について、計画的な整備を図る必要があります。

3. 安定的な下水道事業

下水道管きよの老朽化に伴う更新工事には多くの費用が見込まれることから、必要な財源を確保していくなど、財政基盤を堅持していくとともに、地方公営企業法の規定に基づく、公営企業会計への移行に取り組む必要があります。

基本方針

安全で安心な住みよいまちづくりと良好な水環境を守るため、公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を行うとともに、雨水対策と安定した下水道事業経営に努めます。

今後の方向性

1. 公共下水道事業の推進

老朽化した施設の改修、また、災害時に利用できる仮設トイレ用汚水柵を設置し災害への対応を図ります。

また、羽村駅西口土地区画整理事業地区内の公共下水道整備については、事業の進捗に合わせて関係機関と協議しながら整備していきます。

2. 雨水対策の推進

雨水管未整備地区への計画的な整備に取り組むとともに、個人住宅などに対する雨水浸透施設設置費の助成を継続し、雨水の流出抑制や雨水浸透による地下水の涵養など水環境の保全を図ります。

3. 安定的な下水道事業の運営

下水道事業の安定的な運営と一層の経営の健全化を図ります。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～平成 57 年度）

羽村市下水道総合計画（平成 22 年度～平成 41 年度）

1. 公共下水道事業の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	汚水管などの長寿命化事業	「羽村市下水道総合計画」、「公共下水道マンホール蓋更新基本計画（長寿命化基本計画）」に沿い、TV カメラを活用した汚水管の点検や、マンホール蓋の更新など、予防保全型の維持管理を計画的に行うことで、下水道施設の長寿命化を図ります。	重点
1-2	災害時マンホールトイレの整備	災害時の福祉避難所となる公共施設に仮設トイレ用汚水柵を設置します。	重点
1-3	羽村駅西口土地区画整理事業地区の公共下水道の整備	土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道の整備を行います。	重点

2. 雨水対策の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	雨水管の整備	雨水管の未整備地区への計画的な整備に取り組み、浸水被害の防止を図ります。	

3. 安定的な下水道事業の運営

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	公営企業会計への移行	地方公営企業法の規定に基づき、平成 32 年度から公営企業会計に移行し、経営成績や財政状態を把握することで、事業を計画的・効率的に実施し、施設整備の選択や工事コストの縮減に努め、安定的な運営と一層の経営の健全化を図ります。	重点